学校法人智香寺学園公益通報者の保護等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法 (平成16年法律第122号) に基づき、学校法 人智香寺学園埼玉工業大学(以下「本学」という。) における公益通報に関し必要な事項 を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、不正行為等の早期発見及び是正 を図り、もってコンプライアンス体制の確立と強化に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「公益通報」とは、職員等が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的及びその他の不正の目的の何れでもなく、本学又は本学の役員や職員等について通報対象事実が生じる又は正に生じようとしている旨を、第4条に定める通報窓口又はその事実について処分若しくは勧告等を行う権限を有する行政機関等に通報する又は相談することをいう。
- 2 この規程において「職員等」とは次に掲げるものをいう。
- (1) 本学の役員及び教職員(非常勤教職員、雇用関係にある大学院生及び学生、並びに通報の日前1年以内の退職者を含む。)。
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営のもと派遣された労働者であって、本学に派遣された者。 (通報の日前1年以内に本学へ派遣されていた者を含む。)
- (3) 委託契約及びその他の契約に基づき、本学で業務に従事する取引先の労働者。 (通報の日前1年以内に当該取引先の労働者であった者を含む。)
- 3 この規程において「公益通報者」とは、公益通報又は公益通報に関する相談(以下「公 益通報等」という。)をした職員等をいう。
- 4 この規程において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。
- (1) 公益通報者保護法第2条に定める法令に違反する事実、又は法令に違反する恐れがあると思慮する行為。
- (2) 本学の諸規程に違反し、又は違反するおそれのある行為の事実。

(理事長の責務)

- 第3条 理事長は、理事会の定めた本学の内部公益通報体制及びその統制システム整備大綱に基づく体制を具体化し、理事会による監督のもと継続的な評価と改善を行って適宜に監事のチェックを受けることで、法令違反行為の防止に努めなければならない。
- 2 前項に加え、外部役員及び監査機関に対する報告体制と、外部役員及び監査機関による モニタリングの実施体制について構築を行うものとする。

第2章 通報処理体制

(通報及び相談の窓口等)

第4条 職員等から公益通報を受け付ける窓口及び相談(以下「通報等」という。)に応じ

- る窓口(以下「通報窓口」という。)を内部監査室に設置し、公益通報対応業務従事者 (以下「従事者」という。)及び通報等を管理統括する責任者を定め配置する。なお設置 する通報窓口の少なくとも一つは、経営幹部から独立した組織でなくてはならない。
- 2 通報窓口は、事前の相談として通報対象事実が公益通報の範囲に該当するか否かを確認 する等の依頼事項に対しても対応する。
- 3 通報対象事実の実施主体である者または関係している者は、公益通報対応業務に関与させないものとする。
- 4 第1項の定めにかかわらず、保護責任者が必要と認める場合は、別表に掲げる場所に本 学外の通報窓口を置くことが出来る。

(通報等の方法)

- 第5条 前条に規定する通報窓口への通報等は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は面会の方法により実名で行うものとし、原則として匿名による通報等は受け付けない。 なお通報者は、自身を特定する情報について秘匿することができる。
- 2 前項の定めにかかわらず、匿名による通報等であっても通報内容を信ずるに足りる相当 の理由或いは証拠などがあるときに限っては、公益通報として受け付ける。
- 3 職員等は、不正の利益を得る目的、本学又は第三者に損害を加える目的その他の不正の 目的をもって通報等を行ってはならない。

(他の規則との関係)

第6条 通報窓口に通報された法令違反行為のうち、本学の他の規則等にその対応が規定されているものは、その規則に従って対応する。

(公益通報者保護責任者)

- 第7条 本学に公益通報者保護責任者(以下「保護責任者」という。)1人を置き、常務理事をもって充てる。
- 2 保護責任者は、本学における通報者等の保護に関する措置及び事務を総轄する。

(通報の受付等)

- 第8条 本学の役員又は職員等が通報等を受けた場合には、速やかに通報窓口に連絡するとともに、当該公益通報者に対し通報窓口へ通報等を行うよう助言しなければならない。
- 2 従事者は、面会以外等の通報の到達が確認できない方法により通報等を受けたときは、 これを受領した旨を速やかに当該公益通報者に対して通知する。
- 3 従事者は、受け付けた公益通報等の内容を、速やかに内部監査室長及び保護責任者に報告しなくてはならない。
- 4 内部監査室長は、公益通報事案に該当する事案か否かを確認したうえで、理事長にその 内容(通報者が同意しない場合には、通報者本人を特定する情報を除く。)を報告する。 ただし、通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りでない。

第3章 調査及び是正措置

(調査の開始判断)

- 第9条 保護責任者は、法令違反行為に係る事実関係について調査を行うか否かを検討し、 通報窓口が通報等を受けた日から20日以内に、その判断を当該公益通報者に通知する。 なお、調査を実施しないと判断したときは、その理由を併せて通知しなければならない。
- 2 保護責任者は、調査が必要と判断した際には、迅速かつ適切に事実関係等の調査と対応 措置の検討を担当する組織或いは委員会を決定して指示を行うものとする。
- 3 前項により調査又は対応措置の検討を指示された組織又は委員会は、調査計画を策定して実施し、その結果に基づき必要な是正措置等を検討して保護責任者に報告しなくてはならない。なお、通報等の取扱いに高度の専門性を要すると判断した場合には、顧問弁護士等外部の専門家に意見を求めることができ必要に応じて調査に参加させることができる。
- 4 前項の調査は、当該通報が不正目的によるものか否かを含めて実施する。
- 5 保護責任者は、第2項による措置を行ったときには、速やかに理事長及び学長に報告を 行うものとする。

(調査の実施)

- 第10条 前条第2項に定める調査等担当組織或いは委員会は、通報等の事実について、書類調査、実地調査、事情の聴取及びその他の適切な方法により調査を行う。
- 2 保護責任者は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査実施のために必要な 帳票及び資料の提出、並びに事実関係の報告と説明を求めることができる。
- 3 調査対象者及び調査対象部署の責任者は、前項の請求を受けた場合、正当な理由がある 場合を除きこれに応じなければならない。
- 4 保護責任者は、調査実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て学内理事会 やその他の会議に出席する又はその議事録を閲覧することができる。また当該公益通報者 に対して適宜調査の進捗状況を通知する。

(遵守事項)

- 第11条 第4条に規定する従事者及び前条に規定する通報処理関係者は、その職務の遂行 にあたって次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 調査対象者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部署並びに調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 実効的な調査や是正措置のために情報共有が真に不可欠である場合には、伝達する範囲 を必要最小限に限定することとし、当該情報の範囲外共有を防止する措置として以下に 掲げる措置を実施する。
 - ・ 誤って情報共有された場合も含み、通報者に対する救済と不利益を回復させる。
 - ・ 通報者の探索を防ぐ。
 - ・ 違法行為を行った者に対し懲戒等の相応措置をとる。
 - ・ 情報共有範囲の明確化、記録と資料の施錠管理、情報へのアクセス権の限定、通報者 への連絡方法(経路)の分離化及び学内教育の徹底を行う。

- (5) 職務上知り得た事実及び通報者を特定させる情報を、十分に配慮を行って秘密を保持し 正当な理由なく漏らさないこと。また、その職を離れた場合も同様とするため、以下の ことを徹底させる。
 - ・ 従事者(元従事者を含む。)は、正当な理由なく通報者の特定が可能な情報を流出させた場合、刑事罰(情報提供を強要の上司も共に)対象となることを認識のうえ、業務に従事する。

(情報漏えいが過失による場合、刑事罰対象にはならないが損害賠償の義務を負う。)

- ・ 従業者に該当しない者からであっても、通報者を特定可能な情報が漏えいした場合、 本学としての義務に違反することを十分認識して業務に従事する。
- 2 本学は前項の規定に違反した者に対し、刑事罰を受けたか否かを問わず、就業規程に基 づき懲戒処分等を行うことができる。

(協力義務)

第12条 職員等は、正当な理由がある場合を除いて第10条に規定する調査及び対応措置 の検討に協力しなくてはならない。

(是正措置、通知)

- 第13条 保護責任者は、調査を開始したら適宜その進捗状況を理事長に報告するととも に、調査終了後は直ちにその結果を理事長に報告しなければならず、その調査結果は当該 公益通報者にも通知する。
- 2 理事長及び学長は、調査により法令違反行為等が明らかになった場合には、速やかに関係する組織等に是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 3 理事長は、事案の内容に応じ必要と判断した場合には、関係行政機関へ報告を行うもの とする。
- 4 第2項により是正措置及び再発防止措置を講じた組織の長は、その結果を速やかに理事 長及び学長に報告を行うものとする。
- 5 保護責任者は、前項による措置の実施を、被通報者(法令違反行為等を行った又は行お うとしていると通報された職員等)及び当該調査に協力した者の名誉並びにプライバシー 等を侵害することのないよう配慮しつつ、通報者に対し通知する。ただし、通報者が通知 を希望しない場合及び匿名通報のときは、この限りでない。

(法令違反行為等に対する処分等)

- 第14条 本学は、法令違反行為等が明らかになった場合には、その行為に関与した教職員 に対し、就業規程等に基づき懲戒等を行う。
- 2 法令違反行為等に関与していた教職員が、その事案の調査を開始する前に、自ら公益通報等を行う又は調査協力を行うなどで問題の早期発見及び解決に協力した場合には、その 状況に応じ当該職員等の処分の程度を軽減又は免除することがある。

第4章 通報者の保護

(通報者等の保護)

第15条 本学は、通報等を行ったことを理由として、公益通報者等に対する解雇、降格、 減給、労働関係契約の解除及びその他本人が不利益を被る取扱いが行われることの無いよ う防止措置を実施する。

ただし、職員等が不正の目的をもって通報等を行った場合は、この限りではない。

- 2 理事長及び学長は、通報等を行ったことを理由として、公益通報者等の職場環境が悪化 していないか実態把握する措置を実施し、職場環境の悪化を防ぐ適切な措置を講じるもの とする。
- 3 本学は、公益通報者等への不利益な取扱い又は嫌がらせ等が行われたことを把握したと きには、適切な救済及び不利益の回復措置を行い、当該行為を行った職員等(公益通報者 の上司及び同僚等を含む。)に対し、就業規程等に基づき懲戒等を行うことができる。

(追跡調査と確認)

- 第16条 保護責任者は、通報等に対する是正措置を行った後、次の各号に掲げる事項について適宜確認を行い、問題があれば直ちに対処するとともに当該公益通報等に関係した者を保護するための措置を講じなければならない。
- (1) 公益通報処理の手続き等に問題が無いこと。
- (2) 法令違反行為等の再発の恐れがないこと。
- (3) 是正措置及び再発防止対策が統制機能および牽制機能を果たし機能していること。
- (4) 通報等を理由として公益通報者に対する不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないこと。

第5章 当事者の責務

(不正目的等の通報禁止)

- 第17条 職員等は、虚偽の通報、他人を誹務中傷する通報、不正の利益を得る目的の通報、本学及び第三者に損害を加える目的のもの及びその他の不正の目的の通報など誠実性を欠く通報等を行ってはならない。
- 2 本学は、前項の通報等が行われた場合は第15条の定めにかかわらず、当該職員等に対 し就業規程等に基づき懲戒等を行うことができる。

(広報及び研修)

- 第18条 保護責任者は、公益通報の仕組み及び法令順守の重要性について効果的な学内広報を行い、継続的に研修又は説明会等を職員等に実施かることで、十分な周知徹底を図らなければならない。
- 2 前項研修の内容は、通報者特定に係る内容に重点を置き、公益通報者保護の体制や仕組 みを理解させ、不利益扱い等に係る質問に対して回答できるように実施する。
- 3 保護責任者は、自浄作用の発揮を通じて本学価値の維持向上に関わる公益通報等の実効性を持続させ、適宜この制度の点検及び評価を実施して利害関係者へ告知する。

(職員等以外の者からの通報に対する準用)

第19条 職員等以外の者からの通報については、この規程に準じて取り扱うものとする。

(関係法令の適用)

第20条 本学における公益通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益 通報者保護法その他関係法令に定めるところによる。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、学内理事会の議決を経て行う。

附 則 この規程は、令和 4年10月14日から施行する。

別表 (第4条第4項関係) 本学外に設ける通報窓口

〒100−0006

東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館7階

緒方法律事務所 代表弁護士 緒方 延泰

TEL 03-5223-7888

FAX 03-5223-7883

E-mail shimura@ogatalaw.com